

**令和7年度若者と県内企業のつながり創出事業  
(最新トレンドを学ぶ採用戦略見直しセミナー) 実施業務仕様書**

本仕様書は、山口県と受託者との間で契約する令和7年度県内企業と若者のつながり創出事業（最新トレンドを学ぶ採用戦略見直しセミナー）実施業務の委託について適用する。

### 1 事業の目的

人手不足が深刻化し、就職活動の動向も大きく変化する中で、県内企業においても人材の確保が困難となっている。そのような状況の中で、県内企業では近年の就職活動の動向を踏まえた効果的な採用ノウハウが蓄積されていないのが現状である。

県内企業の人材確保を支援するため、企業の経営者や採用担当者に向けて、最新トレンドを学び、採用戦略見直しの契機となるセミナーを実施する。

### 2 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 委託業務の内容

県内の雇用動向は持ち直しの動きが続く中、山口県の有効求人倍率は全国的にも高い水準で推移しており、人手不足が深刻化している。就職活動市場は売り手市場であり、就職内定は早期化し、インターンシップの重要性も増している。

そうした中で、これまでのような母集団を形成し、その中から自社に必要な人材を採用選考していくという手法では、そもそも母集団が形成できない等、人材の確保が困難となっている。

県内企業が、自社に必要な人材を適切に確保できるよう、現在の就職・採用活動市場における採用ノウハウを企業が習得するためのセミナー及びフォローアップを実施する。

#### (1) 採用戦略見直しセミナーの開催

|         |   |
|---------|---|
| 対 象 者 等 | 企業の採用担当者 各回20社程度<br>(オンライン形式で実施する場合は60社程度)  |
| 内 容     | 企業が必要な人材を確保するためのセミナーの実施。<br>・初めて専属の採用担当者を配置した企業を想定し、採用活動の基本的事項が学べる内容とすること。<br>・令和8年3月卒の学生又は第2新卒等の一般求職者の採用に実際に活用できるような内容とすること。<br>・実際に採用に結び付いた地方企業の事例を紹介するほか、本県の産業構造や参加企業の業種等を考慮し、参加企業の採用活動に活用するイメージができる内容とすること。<br>・就職内定の早期化や、インターンシップの重要性が増してい |

|      |  |
|------|--|
|      | ることに鑑み、大学生低学年へのアプローチの方法や、効果的なインターンシップの実施方法を学べる内容であることが望ましい。  |
| 開催時期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね8月以降で、企業の経営者や採用担当者が参会しやすい日程とすること。</li> <li>・具体的な開催日は山口県と協議の上、決定すること。</li> </ul>  |
| 開催回数 | 6回以上（インターンシップに関するテーマを複数回設定（2回程度）すること。その他、各回のテーマについては県と協議の上決定すること）  |
| 実施方法 | オンライン及び対面  |
| 広報   | <p>当セミナーの開催内容、申し込み方法等を記載したチラシを作成し、広報に活用すること。</p> <p>また、作成したチラシのうち、以下の部数を山口県に納品すること。</p> <p>チラシ 300枚</p> <p>当事業の広報にあたっては、ターゲティング広告の活用など、事業対象者へ効果的にアプローチできるよう工夫すること。</p> |

## (2) セミナー参加企業へのフォローアップと動向調査

上記(1)の参加企業に対し、最新の就活市場の動向の提供等、継続的なフォローアップを実施し、採用活動状況等の把握に努めること。

## 4 業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、業務の実施状況について、委託業務完了時には実績報告書を提出すること。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、受託者は山口県と連携の上、速やかに解決を図ること。
- (3) 委託業務の性格上、利用者の個人情報を取り扱うことから、受託者はこの業務に従事する職員に対して守秘義務を課すこと。この守秘義務は、この業務終了後においても同様とすること。

## 5 著作権

- (1) 成果品の著作権は、山口県に帰属するものとし、著作者人格権は行使しない。
- (2) 受託者は、成果品を第三者が著作権を有する著作物（以下「第三者著作物」という。）を使用して作成することができるものとし、この場合、成果品の著作権は、第三者著作物を使用した部分を除き、山口県に帰属するものとする。
- (3) (2)の場合、受託者は、第三者の著作権等を侵害しないよう留意するとともに、山口県が第三者著作物を含む成果品を使用するにあたり支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (4) 本委託業務仕様書に基づき受託者が実施するセミナーその他の業務で使用する受託者の著作物については、成果品に当たらないことを、山口県及び受託者は相互

に確認する。

## 6 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、山口県と受託者の協議により、これに従わなければならない。

## 7 資料の提供

- (1) 山口県は、受託者が本仕様を実現するに当たって必要と認められる資料を、受託者に無償で貸与する。
- (2) 受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく山口県に返還すること。

## 8 実施状況報告

月ごとの業務実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月10日までに県に提出するとともに、委託業務完了時には実績報告書を提出すること。

## 9 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて山口県と受託者協議の上、これを解決するものとする。

以 上